

雇用保険法等の一部を改正する法律案参照条文 目次

一 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)・・・・・・・・・・・・・・・・	1
二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)・・・・・・・・	8
三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・	9
四 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・	13
五 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)・・・・・・・・	14
六 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十一年法律 号)・・・・・・・・・・・・・・・・	15

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（基本手当の受給資格）

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前二年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。

2 第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者（前項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「一年間」と、「二年に」とあるのは「一年に」と、「十二箇月」とあるのは「六箇月」とする。

（支給の期間及び日数）

第二十条 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。）内の失業している日について、第二十一条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

一 次号及び第三号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から起算して一年

二 基準日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に六十日を加えた期間

三 基準日において第二十三条第一項第二号イに該当する同条第二項に規定する特定受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に三十日を加えた期間

2 受給資格者であつて、当該受給資格に係る離職が定年（厚生労働省令で定める年齢以上の定年に限る。）に達したことその他厚生労働省令で定める理由によるものであるものが、当該離職後一定の期間第十五条第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、前項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、次項に規定する求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたと

きは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、同項第一号中「当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）とあるのは「基準日」とする。

3 前二項の場合において、第一項の受給資格（以下この項において「前の受給資格」という。）を有する者が、前二項の規定による期間内に新たに受給資格、第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したときは、その取得した日以後においては、前の受給資格に基づき基本手当は、支給しない。

（所定給付日数）

第二十二条 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数（以下「所定給付日数」という。）は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 算定基礎期間が二十年以上である受給資格者 百五十日

二 算定基礎期間が十年以上二十年未満である受給資格者 百二十日

三 算定基礎期間が十年未満である受給資格者 九十日

2 前項の受給資格者で厚生労働省令で定める理由により就職が困難なものに係る所定給付日数は、同項の規定にかかわらず、その算定基礎期間が一年以上の受給資格者にあつては次の各号に掲げる当該受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数とし、その算定基礎期間が一年未満の受給資格者にあつては百五十日とする。

一 基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百日

3 前二項の算定基礎期間は、これらの規定の受給資格者が基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除いて算定した期間とする。

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内にあるときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前の被保険者であつた期間

二 当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたことがある者については、これらの給付の受給資格又は

第三十九条第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であつた期間

4 一の被保険者であつた期間に關し、被保険者となつた日が第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前であるときは、当該確認のあつた日の二年前の日に当該被保険者となつたものとみなして、前項の規定による算定を行うものとする。

第二十三条 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第三号から第五号までに掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 基準日において六十歳以上六十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

二 基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 三百三十日

ロ 十年以上二十年未満 二百七十日

ハ 五年以上十年未満 二百四十日

ニ 一年以上五年未満 百八十日

三 基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイからハまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからハまでに定める日数

イ 二十年以上 二百七十日

ロ 十年以上二十年未満 二百四十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

四 基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者 次のイからハまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからハまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

五 基準日において三十歳未満である特定受給資格者 次のイ又はロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数

イ 十年以上 百八十日

ロ 五年以上十年未満 百二十日

2 前項の特定受給資格者とは、次の各号のいずれかに該当する受給資格者（前条第二項に規定する受給資格者を除く。）をいう。

一 当該基本手当の受給資格に係る離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事態をいう。第五十七条第二項第一号において同じ。）又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの

二 前号に定めるもののほか、解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。第五十七条第二項第二号において同じ。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

（延長給付に関する調整）

第二十八条 広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付（第二十四条第一項又は第二項の規定による基本手当の支給をいう。以下同じ。）は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者については、当該全国延長給付が終わった後でなければ訓練延長給付は行わない。

2 訓練延長給付を受けている受給資格者について広域延長給付又は全国延長給付が行われることとなったときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者について広域延長給付が行われることとなったときは、広域延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項に規定する各延長給付を順次受ける受給資格者に係る基本手当を支給する日数、受給期間その他これらの延長給付についての調整に関して必要な事項は、政令で定める。

(給付日数を延長した場合の給付制限)

第二十九条 訓練延長給付(第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。)、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

2 前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。
(給付制限)

第三十二条 受給資格者(訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。)が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不相当であると認められるとき。
- 二 就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。
- 三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。
- 四 職業安定法第二十条(第二項ただし書を除く。)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。
- 五 その他正当な理由があるとき。

2 受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十三条 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、第二十一条の規定による期間の満了後一箇月以上三箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。ただし、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間については、この限りでない。

2 受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

3 基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる場合において、当該基本手当を支給しないこととされる期間に七日を超え三十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年（当該基本手当の受給資格に係る離職の日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者にあつては、一年に六十日を加えた期間）を超えるときは、当該受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

4 前項の規定に該当する受給資格者については、第二十四条第一項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは、「第三十三条第三項」とする。

5 第三項の規定に該当する受給資格者が広域延長給付、全国延長給付又は訓練延長給付を受ける場合におけるその者の受給期間についての調整に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（就業促進手当）

第五十六条の二 就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ 職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。

ロ 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

二 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、「特例受給資格者」（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2 受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第

二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。

3 就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項第一号イに該当する者 現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二 第一項第一号ロに該当する者 基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三 第一項第二号に該当する者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ 受給資格者 基本手当日額

ロ 特例受給資格者 その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ 日雇受給資格者 第四十八条又は第五十四条第二号の規定による日雇労働求職者給付金の日額

4・5 (略)

(就業促進手当の支給を受けた場合の特例)

第五十七条 特定就業促進手当受給者について、第一号に掲げる期間が第二号に掲げる期間を超えるときは、当該特定就業促進手当受給者の基本手当の支給期間は、第二十条第一項及び第二項並びに第三十三条第三項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

- 一 就業促進手当（前条第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。）に係る基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から再離職（当該就業促進手当の支給を受けた後の最初の離職（新たに受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合における当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職を除く。）をいう。次項において同じ。）の日までの期間に次のイ及びロに掲げる日数を加えた期間
- イ 二十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数
- ロ 当該就業促進手当に係る職業に就いた日の前日における支給残日数から前条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされた日数を差し引いた日数

二 当該職業に就かなかつたこととした場合における当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間）

- 2 前項の特定就業促進手当受給者とは、就業促進手当の支給を受けた者であつて、再離職の日が当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間）内にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 再離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの

二 前号に定めるもののほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

3・4 (略)

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）

（一般保険料に係る保険料率）

第十二条 (略)

2・3 (略)

- 4 雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。

- 一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- 四 清酒の製造の事業

五 前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6 〃 9 （略）

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

第三十三条ノ十 失業保険金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外左ノ各号ニ掲グル者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル期間（当該期間内ニ妊娠、出産、育児其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ引続キ三十日以上職業ニ就クコトヲ得ザル者ガ地方運輸局又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ旨ヲ申出タル場合ニ於テハ当該理由ニ因リ職業ニ就クコトヲ得ザル日数ヲ加ヘルモノトシ其ノ加ヘラレタル期間四年ヲ超ユルトキハ四年トス）内ニ於テ第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル所定給付日数ニ相当スル日数分ヲ限度トシテ支給ス

一 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ次号及第三号ニ該当セザルモノ 当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日（以下本項、第三十三条ノ十二及第三十三条ノ十二ノ二ニ於テ基準日ト称ス）ノ翌日より起算シ一年

二 基準日ニ於テ第三十三条ノ十二第二項第一号イニ該当スル当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者 基準日ノ翌日より起算シ一年ニ六十日ヲ加ヘタル期間

三 基準日ニ於テ第三十三条ノ十二ノ二第一項第一号イニ該当スル同条第二項ニ規定スル特定受給資格者 基準日ノ翌日より起算シ一年ニ三十日ヲ加ヘ

タル期間

- ② 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ガ定年（厚生労働省令ヲ以テ定ムル年齢以上ノ定年ニ限ル）ニ達シタルコト其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル理由ニ該当スルモノガ当該離職後一定ノ期間第三十三条ノ四第一項ノ規定ニ依ル求職ノ申込ヲ為サザル旨ヲ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ニ申出タルトキハ前項中「当該各号ニ定ムル期間」トアルハ「当該各号ニ定ムル期間ト次項ニ規定スル一定ノ期間（一年ヲ限度トス）ニ相当スル期間ヲ合算シタル期間（当該一定ノ期間内ニ第三十三条ノ四第一項ノ規定ニ依ル求職ノ申込ヲ為シタルトキハ当該各号ニ定ムル期間ニ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日（以下本項、第三十三条ノ十二及第三十三条ノ十二ノ二ニ於テ基準日ト称ス）ノ翌日ヨリ当該求職ノ申込ヲ為シタル日ノ前日迄ノ期間ニ相当スル期間ヲ加算シタル期間）」ト「当該期間内」トアルハ「当該合算シタル期間内」ト同項第一号中「当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日（以下本項、第三十三条ノ十二及第三十三条ノ十二ノ二ニ於テ基準日ト称ス）」トアルハ「基準日」トス
- ③ 前二項ニ規定スル期間内ニ第一項ニ規定スル者再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ新ニ第三十三条ノ三第一項（同条第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ該当スルニ至リタル後離職シタルトキハ前二項ノ期間ハ其ノ離職ノ日ノ翌日ヨリ新ニ之ヲ起算スルモノトシ前ノ資格ニ基ク失業保険金ハ之ヲ支給セズ

第三十三条ノ十二（略）

- ② 前項ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ就職困難ナルモノニ係ル所定給付日数ハ同項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

一 基準日ニ於テ四十五歳以上六十歳未満ナル者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

イ 一年以上 三百六十日

ロ 一年未満 百十日

二 基準日ニ於テ四十五歳未満ナル者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

イ 一年以上 三百日

ロ 一年未満 百十日

③・④（略）

第三十三条ノ十二ノ二 特定受給資格者（前条第三項ニ規定スル算定基礎期間（以下本項ニ於テ算定基礎期間ト称ス）ガ一年（第二号乃至第四号ニ掲グル

特定受給資格者ニ付テハ五年）以上ナル者ニ限ル）ニ係ル所定給付日数ハ同条第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ掲グル其ノ特定受給資格者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

一 基準日ニ於テ四十五歳以上六十歳未満ナル特定受給資格者 次ノイ乃至ニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至ニ定ムル日数

イ 二十年以上 三百三十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百七十日

ハ 五年以上十年未満 二百四十日

ニ 一年以上五年未満 百八十日

二 基準日ニ於テ三十五歳以上四十五歳未満ナル特定受給資格者 次ノイ乃至ハニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至ハニ定ムル日数

イ 二十年以上 二百七十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百四十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

三 基準日ニ於テ三十歳以上三十五歳未満ナル特定受給資格者 次ノイ乃至ハニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至ハニ定ムル日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

四 基準日ニ於テ三十歳未満ナル特定受給資格者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

イ 十年以上 百八十日

ロ 五年以上十年未満 百二十日

②前項ノ特定受給資格者トハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者（前条第二項ニ規定スル者ヲ除ク）ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヲ謂フ

一 当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ガ其ノ者ヲ使用シタル船舶所有者ノ事業ニ付発生シタル倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又ハ特別清算開始ノ申立其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ該当スル事態ヲ謂フ第三十三条ノ十五ノ三第二項第一号ニ於テ之ニ同ジ）又ハ当該船舶所有者ノ事業ノ縮小若ハ廃止ニ伴フモノナル者トシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノ

二 前号ニ定ムルモノノ外解雇（自己ノ責ニ歸スベキ重大ナル事由ニ因ルモノヲ除ク第三十三条ノ十五ノ三第二項第二号ニ於テ之ニ同ジ）其ノ他ノ厚生

労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ離職シタル者

第三十三条ノ十五ノ二 就業促進手当ハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノノ中其ノ職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル失業保険金ノ支給残日数(当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ノ翌日ヨリ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十一項及第二項ノ規定ニ依ル期間(次条第一項ノ規定ニ該当スル者ニ付テハ同項ノ規定ニ依ル期間以下本条ニ於テ之ニ同ジ)ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトナル日数ヲ謂フ以下本条及次条ニ於テ之ニ同ジ)ガ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基ク所定給付日数ノ三分ノ一以上ニシテ且十五日(第三十三条ノ十二第三項ニ規定スル算定基礎期間ガ一年未滿ナル者ニ在リテハ二十五日)以上ナル者ニ対シテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキニ之ヲ支給ス

一 職業ニ就キタル者ニシテ次号ニ該当セザルモノナルコト

二 厚生労働省令ヲ以テ定ムル安定シタル職業ニ就キタル者ナルコト

② 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ前項第二号ニ規定スル安定シタル職業ニ就キタル日前厚生労働省令ヲ以テ定ムル期間内ノ就職ニ付就業促進手当(同号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給ヲ受ケタルコトアルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ就業促進手当ハ之ヲ支給セズ

③ 就業促進手当ノ額ハ左ノ各号ニ掲グル者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額トス

一 第一項第一号ニ該当スル者 現ニ職業ニ就ケル日(当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ヨリ当該就業促進手当ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトナル日ガ在ルトキニ限ル)

ニ付第三十三条ノ九第三項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ日額(其ノ額ガ雇用保険法第五十六条の二第三項第一号ニ規定スル基本手当日額トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル上限額ヲ超ユルトキハ当該上限額以下本条ニ於テ失業保険金日額ト称ス)ニ十分ノ三ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス)

二 第一項第二号ニ該当スル者 失業保険金日額ニ支給残日数ニ相当スル日数(其ノ日数ガ四十五日ニ滿タザルトキハ四十五日)ニ十分ノ三ヲ乗ジテ得タル数ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス)

④ 第一項第一号ニ該当スル者ニ係ル就業促進手当ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定ノ適用ニ付テハ当該就業促進手当ノ支給アリタル日数ニ相当スル日数分ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

⑤ 第一項第二号ニ該当スル者ニ係ル就業促進手当ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定ノ適用ニ付テハ当該就業促進手当ノ額ヲ失業保険金日額ヲ以テ除シテ得タル日数ニ相当スル日数分ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

第三十三条ノ十五ノ三 特定就業促進手当受給者ニ付第一号ニ掲グル期間ガ第二号ニ掲グル期間ヲ超ユルトキハ当該特定就業促進手当受給者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等ノ規定ニ依ル期間ニ当該超ユル期間ヲ加ヘタル期間トス

一 就業促進手当（前条第一項第二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本条ニ於テ之ニ同ジ）ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ノ翌日ヨリ再離職（当該就業促進手当ノ支給ヲ受ケタル後ノ最初ノ離職（雇用保険法第四条第二項ニ規定スル離職ヲ含ミ新ニ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ取得シタル場合ニ於ケル当該資格ニ係ル離職ヲ除ク）ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジ）ノ日迄ノ期間ニ次ノイ及ロニ掲グル日数ヲ加ヘタル期間

イ 二十日以下ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル日数
ロ 当該就業促進手当ニ係ル職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル支給残日数ヨリ前条第五項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做サレタル日数ヲ差引キタル日数

二 当該職業ニ就クコトナカリシモノトシタル場合ニ於ケル当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間

②前項ノ特定就業促進手当受給者トハ就業促進手当ノ支給ヲ受ケタル者ニシテ再離職ノ日ガ当該就業促進手当ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間内ニ在リ且左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヲ謂フ

一 再離職ガ其ノ者ヲ使用シタル船舶所有者者若ハ事業主ノ事業ニ付発生シタル倒産又ハ当該船舶所有者者若ハ事業主ノ事業ノ縮小若ハ廃止ニ伴フモノナル者トシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノ

二 前号ニ定ムルモノノ外解雇其ノ他ノ厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ離職シタル者

③第一項ノ規定ニ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ付テハ第三十三条ノ十三第一項中「第三十三条ノ十第一項及第二項」トアルハ「第三十三条ノ十五ノ三第一項」トス

④第一項ノ規定ニ該当スル者ガ全国延長給付又ハ職業補導延長給付ヲ受クル場合ノ其ノ者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ノ調整ニ関シ必要ナル事項ハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

（国庫負担金の過不足の調整）

第百五条 雇用勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定による国庫負担

金の額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）

（雇用保険法の一部改正）

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

（中略）

（船員に関する特例）

第七十九条の二 船員である者が失業した場合に関しては、第十条の四第二項中「又は業として」とあるのは「若しくは業として」と、「除く。」とあるのは「除く。」又は船員職業安定法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者若しくは業として同条第五項に規定する職業指導（船員の職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。第十五条第五項において同じ。）及び船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法第七条第二項に規定する船員雇用促進センターをいう。以下同じ。）を除く。）」と、第十五条第二項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条、第二十四条、第二十九条第二項、第三十条、第三十一条第二項、第三十二条第二項及び第三項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第一項、第二項及び第七項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第四項、第三十九条第二項、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項、第四十七条第二項、第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第二項、第五十三条第一項、第五十六条の二第一項並びに第五十九条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」又は「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」の長」と、第十五条第三項中「法令の規定に基づき失業者」とあるのは「失業者」と、同条第五項中「職業安定機関」とあるのは「職業安定機関、地方運輸局、船員雇用促進センター」と、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第四十三条第一項第一号及び第五十八条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、

運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。)の」又は「公共職業安定所長若しくは地方運輸局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。)の長の」と、第二十九条第一項中「公共職業安定所が」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。)が」と、第三十二条第一項第四号及び第五十二条第一項第三号中「事業所」とあるのは「事業所又は船員職業安定法第二十一条(第二項ただし書を除く。)の規定に該当する船舶」と、第五十八条第一項中「公共職業安定所長が」とあるのは「公共職業安定所長又は地方運輸局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。)の長が」とする。

(中略)

第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。

(中略)

本則に次の一条、三款、二節及び五章を加える。

(中略)

(遺族年金の支給停止等)

第百条 遺族年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第九十八条第二項の規定は、第一項の規定により遺族年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。
この場合において、同条第二項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律 号)

(中略)

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第七十条の二第二項中「(平成三年法律第七十六号)」及び「(平成三年法律第一百十号)」を削り、「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」及び「に当該政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、同条第二項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」及び「に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額」を削る。

(中略)

第七十一条(見出し含む)中「給料」を「報酬」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第五条 私立学校教職員法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第二十五条の表第六十六条の第六項の項を削り、同表第六十九条の項を次のように改める。

第六十九条	、休業手当金、育児休業手当金 (第六十八条の二第一項ただし書の規定により支給されるものを除く。)又は介護休業手当金	又は休業手当金
-------	--	---------

第二十五条の表第七十三条の二第一項の項から第九十七条第一項の項までを削り、同表附則第十二条第五項の項中「の標準報酬」の下に「の月額」を加え、「の標準給与」を「標準報酬月額」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改め、「標準期末手当等」の下に「の額」を加え、「標準給与」を「標準賞与額」に改め、同表附則第十三条の十第六項の項を削る。